

神教組速報

2017年12月11日
神奈川県教職員組合
〒220-0053
横浜市西区藤棚町2-197
発行者 芹沢 秀行

県独自の「給料表の号給追加」見直し提案押し戻し！

－ 数々のマイナス提案、まず一つ、今期の交渉から外させる －

12月6日、第4回県労連幹事団交渉を行いました。

冒頭芹沢議長から、全国の多くで人事委員会勧告完全実施の交渉妥結がすすんでいる現状を受け、神奈川でも早期に完全実施を明言するべきであること、とりわけ高齢層を中心にマイナス提案が多く、受け入れがたいので、引くべき所はひいてもらいたいということを述べ、交渉日程を増やしてでも年内妥結をはかりたいと確認しました。

続いて、県当局から以下の話がありました。

- 勧告実施を年内妥結したい気持ちはみなさんと同じだが、見直すべきところは見直すこととセットで考えている。
- 交渉日程を増やすことは了解した。
- 「55歳以上の昇級」「高位号給からの昇格メリット」「県独自の給料表の号給追加」3つ合わせると全国で突出して高い水準にあるという認識に変わりはない。
- 「県独自の給料表の号給追加」見直しについては特に教育職で対象者が多く、これまでの経緯を踏まえると、今期では整理がつかない。強い課題意識を持っているが、継続課題として今期交渉から外す。
- 1級から2級への昇格加算額については、初任給を国よりも4号給上位を維持していることもあり、今期で廃止したい。
- 療養休暇の通算期間30日見直しについては、みなさんからの「マイナス影響が強い」という意見を踏まえ、次回改めて提案したい。
- 再任用職員については行政職の4級を基本とする見直しと、教育職2100円の改善は同時に話し合っていくものの、セットではない。

☆1級から2級（若年層）昇格加算額廃止について

【県当局】

- ・国にはない県独自のものであること
 - ・いわゆる「昇格試験」ではなく、年数により全員が昇格していることが「昇格メリット」の考え方と合わない
- 【県労連】 ・「1級」「2級」については職務職階であり、違いがあるはず。
・生涯賃金の観点から考えると減額が大きすぎる。
・現状でも採用辞退が多く、若年層の人材確保が難しい。

受け入れられる内容でない

【県当局提案の一部詳細】

- ・「55歳以上の昇級見直し」（標準：昇級なし・特に良好：1号昇級・極めて良好：2号昇級）
- ・「高位号給からの昇格メリット抑制」
縮減対象号給 行（1）：4級77号給～105号給 ・ 5級69号給～101号給
教育職 ：2級133号給～185号給 ・ 3級97号給～137号給

○芹沢議長

- ・残すところ今日を入れて2回の交渉で年内妥結まで至るのか、県当局には責任を果たしてもらいたい。前回は確認したが、溝は大きい。前に出る発言をしてもらいたい。

○県当局

- ・人勧実施はこれまで通り、見直すべきは見直す。
- ・高齢層を中心とした提案については透明性の確保、議会への説明を果たす観点から国準拠でお願いしたい。（・・・給料表そのもので上乘せしている→来年の公民格差で反映される）
- ・1級から2級への昇格メリットについては平成3年度の交渉で話し合っ決めてきた。初任給が上がってきたこと、元々国よりも4号初任給が上位にあることで今期廃止したい。
- ・忌引休暇の見直しについて今期は外し、引き続き検討していきたい。
- ・療休の通算期間について、現行の30日から1年にと提案してきたが、マイナス影響が多きいという意見も頂いたので、改めて6ヶ月として提案する。
- ・再任用の行（一）格付け変更について、極めて重い課題と受けとめているが、今やらなければならない喫緊の課題である。
- ・再任用教育職について、「在るべき給与水準」として他県比較が妥当だと考えている。
- ・臨任の空白期間について、財政状況を見ながら、いたずらに遅らせる気はない。
- ・退職手当について、国と同様の取扱いにしたい。

○県労連幹事団

- ・再任用 行（一）、教育職ともに当局提案の見直しを求める。
- ・1級から2級への昇格メリットについては、生涯賃金における影響が大きすぎて受けとめられない。
- ・不妊治療については実態に基づいて整えたい。
- ・柔軟な勤務時間については、これまで介護育児等による「本人事由」であったものが、「業務事由」で認められるとなると、大きな変更になり、「本人同意」だけでは受け入れられない。
- ・人勧完全実施と見直しがセットであることは納得できない。早期に完全実施を明言すべき。
- ・退職手当の見直しについて3月1日実施だと「かけこみ退職」に配慮していないのではないか。
- ・働き方改革についての総労働時間短縮進まない。労使双方で数値目標設定など必要ではないか。
- ・退職手当の経過措置、2級昇格メリットについては減額が大きいので工夫ができないか。
- ・再任用行政職（一）の格付け変更については、今期の募集が始まっている中、重大な変更になるのではないか。影響の大きさを考えると4月からの導入は難しい。
- ・退職手当について、年度内実施の他県は11月中に妥結しているところが多い。神奈川は国の動向を待って交渉を開始させた経緯を踏まえると、今年度実施は厳しいのではないか。

芹沢議長によるまとめ

- ①人勧完全実施は制度見直しとセットではない。
- ②再任用 行政職（一）格付け変更について、来年度実施を県労連としては認められない。
- ③「柔軟な勤務時間の割り振り変更」については、重大な変更になるので「本人同意」だけでは受け入れられない。
- ④2級昇格メリットの廃止は大規模な減額提案である。工夫等、提案があるべきだ。
- ⑤臨任の空白期間については英断を求めたい。

最終交渉 12月19日へ